

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する
政府の取組について（査証の制限等）

（令和2年3月19日）
閣 議 了 解

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症について、感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について（査証の制限等）（令和2年3月6日閣議了解）4に基づき、閣議了解を行い、下記により対応する。

記

- 1 外務大臣は、中華人民共和国及び大韓民国を除く国又は地域（以下「特定国等」という。）の州その他これに準ずる行政区画（以下「特定州等」という。）においても、新型コロナウイルス感染症の感染者数が多数に上っている状況等があり、本邦内における感染の拡大を防止するために必要がある場合には、当該特定州等を管轄する日本国大使館又は総領事館において一定の日までに発給された一次査証及び数次査証の効力を、当分の間、停止する取扱いを行うこととする。
- 2 外務大臣は、1の場合において、当該特定国等との間に査証の免除措置があるときは、その措置の適用を、当分の間、停止する取扱いを行うこととする。
- 3 1及び2に基づく取扱いについては、3月21日午前0時（日本時間）から行うものとする。
- 4 1及び2の変更については、別途閣議了解を行う。

水際対策強化に係る新たな措置

1. 入国拒否対象地域の追加（法務省）

入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、イタリア、スイス及びスペインのそれぞれの一部地域（注）並びにアイスランドの全域を追加指定。14 日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とする。

（注）イタリア：ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、リグーリア州
スイス：ティチーノ州、バーゼル＝シュタット準州
スペイン：ナバラ州、バスク州、マドリード州、ラ・リオハ州

2. 検疫の強化（厚生労働省）

シェンゲン協定加盟国（注）又はアイルランド、アンドラ、イラン、英国、エジプト、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ若しくはルーマニアの全域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で 14 日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請。

（注）アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

3. 査証の制限等（外務省）

（１）上記 2 の国に所在する日本国大使館又は総領事館で 3 月 20 日までに発給された一次・数次査証の効力を停止。

（２）上記 2 の国に対する査証免除措置を順次停止。

上記 1. の措置は、3 月 19 日午前 0 時から当分の間、実施する。ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者は、対象としない。

上記 2. の措置は、3 月 21 日午前 0 時以降に出発し、本邦に来航する飛行機又は船舶を対象とし、4 月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

上記 3. の措置は、3 月 21 日午前 0 時から 4 月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

以上

感染症広域情報

日本における新型コロナウイルスに関する水際対策強化（新たな措置）

2020年3月19日（木）

<ポイント>

- 今般「水際対策強化に係る新たな措置」が決定されました。
- 本件措置の主な点は以下のとおりです。日本への帰国等の際には、ご留意いただくとともに、最新の情報をご確認ください。

<本文>

今般「水際対策強化に係る新たな措置」が決定されました（官邸ホームページ <https://www.kantei.go.jp/jp/content/000061171.pdf>）。本件措置のうち、特に、「検疫の強化」について、厚生労働省は以下を呼びかけています。

指定の流行地域（※）から来航する航空機等で入国する方すべての方について、健康状態に異状のない方も含め、検疫所長の指定する場所（自宅など）で14日間待機し、空港等からの移動も含め電車、バス、タクシーなどの公共交通機関を使用しないことをお願いすることになります。このため、飛行機に乗る前に、以下について、確認をお願いします。

- 1 前記の要請がなされることを前提として、入国後の旅程に支障がないこと。
- 2 入国前にご自身で入国後14日間の滞在先（特に、外国人の場合は、自宅がないので、宿泊施設）を確保していること。
- 3 空港からその滞在先まで移動する手段（公共交通機関以外）を確保していること。

ついでに、帰国の際は空港から待機場所までの移動には、公共交通機関を利用できませんので、移動手段（自家用車、レンタカーなど）の確保を事前に行っていただく必要がありますので、ご留意願います。

※指定の流行地域（国・地域）

韓国、中国（含む香港、マカオ）、アイスランド、アイルランド、アンドラ、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モナコ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、イラン、エジプト

本件措置の詳細については、以下の厚生労働省の連絡先にご照会ください。
○厚生労働省ホームページ水際対策の抜本的強化に関するQ&A（随時更新される予定です）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

○日本国内から：0120-565-653

○海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

（問い合わせ窓口）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902、2903

（外務省関連課室連絡先）

○外務省領事局政策課（海外医療情報）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）4475

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）